



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	近代西アジアにおける国境の成立：イラン=オスマン国境を中心に
Author(s)	守川, 知子
Citation	史林, 90(1), 62-91
Issue Date	2007-01-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/34769
Type	journal article
File Information	90-1_p62-91.pdf



近代西アジアにおける国境の成立

——イラン・オスマン国境を中心に——

守 川 知 子

【要約】 直線によって画された国境の多い西アジアにおいて、イランとその西隣にあるトルコやイラクとの国境線は、稀なことだが山あいを縫って走っている。この国境線の成立の背景には、一八四七年に、ガージャール朝イランとオスマン朝間で締結された第二次エルズルム条約が重要な役割を果たしたとされる。本稿ではこの第二次エルズルム条約を起点に、イランとオスマン朝の国境問題が、一六世紀のイランで成立したシーア派政権であるサファヴィー朝とスンナ派のオスマン朝との対立に遡り、なかでも一六三九年のゾハーブ協定において国境の基本ラインが定められたこと、第二次エルズルム条約ではこのゾハーブ協定の内容を確認すべく、国境調査委員会が設置され、より詳細な国境線を定める努力がイギリス、ロシアの圧力のもとで為されたこと、そしてその結果、一九世紀中葉には、イスラームの伝統的な「境域」概念から、近代的な「線」としての国境成立の萌芽がこの地域において見られたことを明らかにする。

史林 九〇巻一号 二〇〇七年一月

はじめに

現代の西アジアの地図を見ると、直線によって分割された国が多いことに気づく。列強の帝国主義の産物として二〇世紀に設定されたこれらまっすぐな国境線の中で、イラン・イスラーム共和国と、その西隣のトルコ共和国やイラクとの国境線は山あいを縫って走っている。現在その距離は、イランとトルコの間では四九九キロメートル、またイランとイラク

の間では一四五八キロメートルに及ぶ^①。南部を除き、これらの国々の間に川や海といった自然の境界線は存在せず、国境の大部分は、北方のアラト山を起点に、クルディスタン地方の三千メートル級の山々が連なる山岳地帯の中にある。西アジアでは稀に見る、直線に拠らないこの国境線は、いつごろ、どのようにしてできたのだろうか。中東の他の地域とは異なる成立の背景があるのではないだろうか。本稿では、このような問題関心から、イランとトルコ・イラク国境の成立についての検討を試みる。

イスラーム社会では伝統的に、「境界」という概念に対して、おおむねアラビア語の「ハッド(hadd)」とその複数形である「フドゥード(hudūd)」という語が用いられてきた。「フドゥード」を使用した書として特に有名なものは、一〇世紀にペルシア語で著された『世界諸境域誌(Hudūd al-'ālam)』であろう。同書の書名にも現れる「フドゥード」は、近代的な意味での国境というよりはむしろ、「境域」と訳されることが多く、ある一定の「広がりをもつ範囲」として捉えられている。清水宏祐氏の考察によると、アラビア語では、ハッドは「境界」を示し、そして「フドゥード」はあくまでもその複数形として「四囲」の意味でのみ用いられるのに対し、『世界諸境域誌』においては、「フドゥード」は「支配権や都市圏といった」あるものの及ぶ範囲^②。「地理的な範囲」であり、その中には都市や村などが含まれ、「その外縁部は、「接する」ような実体をもつ」と定義されている。『世界諸境域誌』に限らず、アラビア語やペルシア語の地理書では、他地域との「境界」は、常にこの「広がりある範囲」である「フドゥード」として捉えられており、川や道といった明確な線を引くことが困難な多くの地域の「境界」において、人が住む集落を含め、そのさらに先の無人地帯を一括して、「境域」と認識していたと考えられる。

さて本稿で対象とするイラン、トルコ、イラクの国境は、一九一一年一月にオスマン朝（二九一—一九二二）とイランのガージャール朝（一七九六—一九二五）の間で交わされたテヘラン議定書、および一九一三年一月のイスタンブール議定書に基づいており、特に後者の議定書において、両国の国境は詳細かつ具体的に定められた。その後、一九三七年の

サードバード（テヘラン）条約において、トルコ、イラン、イラク、アフガニスタンの四カ国が、国境不可侵と内政不干渉を相互に承認し、ここに、今日にまで続く国境が成立したと考えられている。^⑤しかしながら、実際には、テヘラン議定書・イスタンブール議定書双方で明言されているように、イランとトルコの国境は二〇世紀に入ってから新たに設定されたのではなく、それ以前の条約に基づいて設定された。その条約とは、一八四七年に、当時のオスマン朝とガージャール朝の間で締結された、第二次エルズルム条約のことである。^⑥

近代西アジア史において、第二次エルズルム条約が重要であることについては、以下の諸点が既に指摘されている。^⑦

一、数世紀にわたってイランとオスマン朝が繰り広げてきたすべての抗争の歴史が結晶した条約であり、抗争を解決に導くための努力が為されている。

二、両政府の国境が、陸も海もそれまでの条約以上に詳細に定められた。

三、初めて河川利用権について触れられた。

四、イランとイラクの国境は、若干の変更はあるものの、この条約を基本として定められた。

五、（現代の）イランとイラクの領土問題は、この条約に端を発している。

六、後世の諸条約の基本条項となっている。

ここで指摘されているように、第二次エルズルム条約は、数世紀にわたる抗争の歴史を持つイランとオスマン朝の国境を定め、さらにそれが後のイランと、トルコ、イラクの国境線の基本ラインとなるなど、近代史の中でも極めて重要な条約として認識されている。

一九世紀の西アジアは、周知のとおり、イギリス、フランス、ロシアといった列強の進出に晒されていたが、オスマン朝とガージャール朝の二国は、ヨーロッパ列強に領土を割譲しつつも、辛うじて独立を維持していた。本稿では、名目的とはいえ独立を維持していたこの二国間で結ばれた第二次エルズルム条約を起点に、二千キロメートルの全長がある、イ

ランと、トルコ・イラクの国境の歴史的な成立過程およびそれに伴った、イスラーム社会の伝統的な「境域」概念の変遷をたどる^⑧。

本稿で使用する主な一次史料とその略号は以下のとおりである。

BOA : Başbakanlık Osmanlı Arşivi (トルコ総理府オスマン文書館)

AMQ : Muḥammad Riza Naşîrî (ed.). *Asnād va mukatibât-i tarîkhî-yi Īrân (Qajārîya)* (『ガーンヤール朝イランの歴史文書・通信文集』) . 4 vols. Tehran, 1366s-1372s.

Erzurum : Naşr Allah Şalîhî (ed.). *Asnâdî az ravand-i in'iqâd-i 'ahd-nâma-yi duvvum-i Arzanat al-Râm (1258-1264 h.q.)* (『第二次エルズルム条約締結過程文書集』) . Tehran, 1377s.

Feridûn : Feridûn Bek. *Mecmû'ah-i münşe'ât-i Feridûn Bek* (『フェリドゥン・ベクの書簡集成』) . [İstanbul?], 1275h.

GAIU : Vaḥîd-i Nashr-i Asnâd (ed.). *Guzîda-yi asnâd-i siyâsî-yi Īrân va 'Uthmânî* (『イラン＝オスマン朝間政治文書選集』) . 6 vols. Tehran, 1369-72s.

IIB : Richard Schofield (ed.). *The Iran-Iraq Border 1840-1958* (『一八四〇—一九五八年のイラン＝イラク国境』) . 11 vols. University of Durham, 1989.

MUM : *Muâhedât-i mecmûast* (『条約集成』) . vol. 3. İstanbul, 1297h.

Dervîş : Dervîş Paşa. *Tahdîd-i Hudûd Iraniye* (『イラン国境画定調査書』) . [n. p.], 1286h.

Hurşîd : Mehmed Hurşîd [Paşa]. *Seyâhatnâme-i Hudûd* (『国境く〇の旅』) . ed. by Alâattin Eser. İstanbul, 1997.

Mushîr : Mîrza Sayyid Ja'far Khân Muhandis-bâshî Mushîr al-Dawla. *Risâla-yi tahqîqât-i sarḥaddîya* (『国境調査報告書』) . ed. by Muḥammad Mushîrî. Tehran, 1348s.

Tchirikof : Yegor Ivanovich Tchirikof. English trans. by G. F. Fairholeme. "Memorandum on the Travelling Diary of Y I Tchirikof, Russian Boundary Commissioner, 1849-1852 (『国境調査委員チリコフの旅日記』)", *The Iran-Iraq Border*, vol. II, pp. 291-471.

① 田辺裕総監修『世界地理大百科事典 4 アジア・オセアニア』朝倉書店、二〇〇二年。

② イスラームのもう一つの伝統的な境界概念である「イスラームの家（ダール・アル・イスラーム）」と「戦争の家（ダール・アル・ハルブ）」の境界、すなわち異教徒との境界に対しては、主として *thagh* (pl. *thughar*) が用いられる。一般の境界については、「フドゥード」の他、境界の意味のより強い「サルハッド (*sarhadd*)」やギリシア語由来の「スヌール (*sunur*)」も使用される。

③ 清水宏祐「ペルシア語地理書 *Hudud al-'Alam* における *Hudud* の概念」『史淵』一四〇輯（二〇〇三）、1—40頁。

④ たとえばアラビア語、ペルシア語双方の地理書をもとに二四〇年に執筆された「心魂の歓喜 (*Nuzhat al-qulub*)」では、「イラーケ・アラブの諸都市について」という章の中で、「その境域 (*hudud*) は、ナジュド高原とペルシア湾とフーゼスタン地方とクルディスタン地方」とディヤール・バクル「地方」に隣接している」と記されるのみで、具体的な境界線は示されない [Hamid Allah Mustawfi Qazvini, *Nuzhat al-qulub*, ed. by Muhammad Dabir Siyari, Tehran, 1378s, p. 67]。

⑤ イランとイラクの国境線については、一九八〇—八八年のイラン—イラク戦争の記憶も新しいため、中東現代史研究者によって多くの研

究の蓄積が為されている。代表的なものとして、McLachlan, Keith (ed.), *The Boundaries of Modern Iran*, UCL Press, London, 1994 (以下『Boundaries 1994』略記) 所収の幾つかの論文、Parsadust, Manuchehr, *Zamīna-ha-yi tarikh-i iktisaf-i Iran va Iraq (Razabhi-tarikh va huquq-i Iran, 'Uhmant va Iraq 1514-1980)*, Tehran, 1364s, Nashayikh Fardant, *Āzarmudukt. Mas'ili marzi-i Iran va Iraq va al-thi-i an dar munasabat-i du kishvar*, Tehran, 1369s, Jafari Valadani, Asghar, *Barrasi-yi tarikh-i iktisaf-i marzi-i Iran va Iraq*, Tehran, 1376s 以下。

⑥ Parsadust, *op.cit.*, pp. 100-105 参照。

⑦ Erzurum: xvi. 7 他 Hussein Sirriyeh, "Development of the Iraqi-Iranian Dispute, 1847-1975", *Journal of Contemporary History*, 20 (1985), pp. 483-484, 487 以下を参照のこと。

⑧ 「イラン (Iran shahr / Iran zamin)」の境域概念の歴史的認識と一九世紀の列強の圧力によりガージャール朝が領土を喪失していく中で、当時の「イラン」という地理的概念が脆弱であったことを明らかにした論文として、Firoozeh Kashani-Sabet, "Fragile Frontier: The Diminishing Domains of Qajar Iran", *International Journal Middle East Studies*, 29 (1997), pp. 205-234 があふ。

第一章 第二次エルズルム条約とイラン—オスマン国境問題

第二次エルズルム条約は、ガージャール朝のモハンマド・シャー（在位一八三四—四八）とオスマン朝のスルタン・アブデュルメジト一世（在位一八三九—六一）の間で締結され、一、相手国への賠償金請求の放棄、二、一部の地域や土地の双



地図1 1914年ごろの西アジア

方への移譲およびスレイマニエやムハンマラなどに関する承諾、三、以前からの一部の権利主張の放棄および国境画定作業のための役人の任命、四、未納の損害賠償金や諸税の解決について、五、亡命王子に関する規定、六、相手国の商品に対する関税権について、七、オスマン領内のイラン人参詣者や臣民に関する規定および上述の者たちの諸特権、両政府の領事および彼らの駐在地と諸特権、八、国境の遊牧民に関する両政府による承諾、略奪・強奪・侵攻の阻止および彼らの臣民権について、九、旧諸条約の確認と新条約の認証、という全九条からなっている。

第二次エルズルム条約が締結されるに至った背景には、一八三七年に、ガージャール朝が東方アフガニスタンに侵攻、その首都ヘラートを包囲してイギリスと対峙していた間隙を突き、オスマン朝のバグダード州長官が、当時イラン領と考えられていたペルシア湾岸のムハンマラ（現ホッラムシャフル）の占領を敢行した事件が深く関わっている。オスマン政府は、この占領事件より少し前の一八三二年に、イラク在地のマム

ルーク政権を廃し、その直轄統治を再度手中に収めたばかりであり、イラクへの支配権の強化をもくろんでいた。^① その一環として生じたムハンマラ占領問題に対し、イラン側は猛抗議を行い、報復として、クルディスタン地方のスレイマニエを占領した。オスマン政府はスレイマニエを即刻奪還したが、一八四二年にはスレイマニエ長官が、親イラン派であることを理由にオスマン政府によって罷免されたことに異議を唱え、イランに亡命するという事件が生じ、両者は国境をめぐって一触即発の事態に陥った。このような状況下に、新任のオスマン朝バグダード州長官は、同一八四二年、イラン人やシリア派ムスリムが多数を占めるイラクのシリア派聖地カルバラに侵攻し、その地の住民を虐殺するという事件を引き起こした。^② ここに、オスマン朝とガージャール朝の対立は決定的なものとなり、両者が戦火を交えるという事態に、これらの地域での政情不安を好まなかったイギリスとロシアが仲介国として登場し、両者の対立を収める役割を担ったのである。条約締結のための会議は、アナトリアのエルズルムで行われたが、一八四三年五月に始まった四カ国協議は、ガージャール朝とオスマン朝の利害の対立から、特に国境問題と賠償金問題において解決は困難を極めた。^③ しかしながら最終的には、イギリスの強力な指導力のもとに、一八回の協議と条文作成会議を経て、先に見た全九条の条文すべてにおいて、両者の十分な合意のないまま、一八四七年五月の締結へと至ったのである。^④

この第二次エルズルム条約において、国境に関する取り決めは以下のように定められた。

イラン政府は、ゾハーブ地方〔管区〕の広範な土地すべて、すなわち、その西側の土地を、オスマン政府に引渡すことを了承する。オスマン政府もまた、ゾハーブ〔管区〕の東側、すなわち、その山岳地すべてを、ケレンド峡谷に加えてイラン政府に引渡すことを承諾する。イラン政府は、スレイマニエ市と同管区に対する権利主張を放棄し、オスマン政府が上述の管区において有する所有権に対して、如何なる時も、また如何なる方法でも干渉や侵害を行わないことを厳として承諾する。また、オスマン政府は、ムハンマラ市と同港、ヒズル島（現アーバーダーン）、投錨地、さらにシャットルアラブの東岸、すなわち左岸——遊牧民の所有地であり、イランに属することが明らかである——について、その所有権に関してはイランの占有となることを厳として承諾する。

加えて、イラン船籍は、完全なる自由でもって、シャットルアラブの河口から両政府の国境分岐点まで、上述の河川を航行する権利を有する。^⑤

すなわち、この条文に基づき、クルディスタン地方のゾハーブ地域は東西に分割され、ケレンドなど東側の部分はイラン側に、またスレイマニエ市を中心とするスレイマニエ管区はすべてオスマン政府に帰属することになった。さらに、南方では、ムハンマラとヒズル島をはじめとする、シャットルアラブ川の東側はイラン側の領有と定められたことが明らかとなる。また同条約第八条では、

両イスラーム政府は、国境（*separat*）にいる遊牧民や部族らによる略奪や強奪の撃退と阻止のために、必要な措置を採り、執行すること、およびこの目的のために、適切な場所に軍隊を設置することを了承する。また、両政府は、互いの領土で生じた威嚇や略奪や殺害といった侵略的行為の責任を負うことを保証する。さらに、その帰属が明らかでない係争対象部族は、一度に限って、自らの意志や選択によって、その後居住する予定の場所を定めることができる。帰属が明らかな部族は、強制的に、属する政府の土地に入れられる。^⑥

と定められ、これにより、山岳地帯や南方の平野部に暮らす遊牧民の居住地の確認とその帰属を明確にすることが求められた。遊牧民の帰属を確認することは、クルディスタンおよびシャットルアラブにおいては、これら遊牧民たちの帰属意識が政権への忠誠心となり、政権側にとっては、忠誠を誓う部族の居住地が領土として把握し得るといった通時代的な現象に依拠しており、彼らの存在こそが、その地方の国境線を決定する役割を担っていたためである。^⑦

ところで上記の条文を見る限り、第二次エルズルム条約においては、後世の研究書などで指摘されているほど、国境が明確に定められたという印象は受けない。確かに、同条約第二条では、ゾハーブ地方とスレイマニエ地方、およびペルシア湾に臨むシャットルアラブを境とした国境線の確立、そして第八条では、国境地帯を季節移動する遊牧民の移動の禁止といったおおよその国境線および遊牧民の帰属が定められている。しかしながら、全長二千キロメートルもの国境が、

この条約において定められたと考えるには、先の二つの条文からでは首肯したいのも事実である。

ここで別の条文を見ると、第三条には、「両政府は、本条約に基づき、領土に関して行っていた他の権利主張を放棄し、測量士と役人を定めて、旧来の条項に應じて、両政府の国境を明確にすることを了承する」^⑧とあり、条約締結後に、ガージャール朝とオスマン朝は合同で国境調査を行う旨が記されている。条約締結後の国境調査委員会の設置については、後に章を改めて検討するので、ここではまず、条文で挙げられていた地名から検討を加えたい。そもそも、ゾハーブ地方やスレイマニエ地方、あるいはムハンマラなどの帰属はそれ以前に定まっていたのであろうか。その答えは同条約第九条の条文にあろう。そこでは、

旧来の諸協定のすべての条項、特に、本条約によって廃止や変更が為されなかった一三三八年（西暦一八三三年）のエルズルム条約の条項はすべて有効なものとして存続し、一字一句すべてが本条約中に記載されているのと同様の効力を有す。^⑨

と定められている。ここで記されている「旧来の諸協定 (t'u'atidat-i sabiqat)」とは如何なるものであろうか。また条項の一言一句すべてが有効とされたエルズルム条約には、如何なる条文が記されているのであろうか。次にこの点を詳しく見ていく。

- ① 一九世紀初頭のバグダードの мамルーク政権の弱体化とオスマン政府によるイラク支配の再確立については、Longrigg, Stephen Hemsley, *Four Centuries of Modern Iraq*, Oxford, 1925, pp. 262-276 参照。
- ② 当時のカルバラーではジャー派住民による半自治が行われ、オスマン政府への帰属意識が脆弱であった。カルバラー事件の経緯については、Cole, Juan R. I. & Moojan Momen, "Mafia, Mob and Shiism in Iraq: The Rebellion of Ottoman Karbala 1824-1843", *Past and Present*, 112 (1986), pp. 112-143 が詳しく述べられている。
- ③ 領土問題に関するオスマン側のクレームと、それに対するイギリス、ロシアの妥協的解決案については、Parsadust, p. cit., pp. 226-232 参照。
- ④ 条約締結の過程については未だ十分な研究が為されていないが、総理府オスマン文書館 (BOA. İrade Mesali-i Muhimme, No. 1043-1110)、『第二次エルズルム条約締結過程文書集』、『イラン＝オスマン国境』などに、交渉過程の当事者たちの文書が多数残されており、今後これらを利用した包括的な研究が待たれる。
- ⑤ GALTU. I/479-480; MUM. III/5-6. 「」内は「オスマン語の『条約集成』に拠るもの。」「内は筆者による補足説明。以下の条文の

引用でも同様。

⑥ GAU: I/481; MUN: III/7-8.

⑦ 現実に、特にクルド系遊牧民の帰属意識の移ろい易さが、ザグロス山脈からティグリス川まで一六〇キロメートルもの広範な国境地帯を

生み出したと指摘されている [O'Shea, Maria T. "The question of Kurdistan and Iran's international borders", *Boundaries* 1994, p. 52]

⑧ GAU: I/480; MUN: III/6.

⑨ GAU: I/481; MUN: III/8.

第二章 「旧来の諸協定」

一 第一次エルズルム条約

ヒジュラ暦一二三八年／西暦一八二三年に締結された「エルズルム条約」は、通常「第一次エルズルム条約」と呼ばれているが、ガージャール朝のファトフ・アリー・シャー（在位一七九七—一八三四）とオスマン朝のスルタン・マフムト二世（在位一八〇八—一八三九）の間で締結された和平条約であり、全七条からなっている。

ガージャール朝とオスマン朝の抗争は、ガージャール朝の成立前後から続くものであった。両者の最初の大規模な衝突は、一九世紀初頭に既に生じている。当時、成立したばかりのガージャール朝は北方領土をめぐって一八〇四年にロシアと戦い、さらにその二年後にはオスマン朝もまた、ロシアによるワラキアとモルダヴィア占領を受け、ロシアと戦った。これらの対ロシア戦争が一段落した両国は、一八二一年に戦争を開始した。オスマン朝によるクルディスタン地方での相次ぐ領土侵犯とイラクでのイラン人巡礼者や商人への迫害に抗するため、ガージャール朝は、二人の皇子をそれぞれアゼルバイジャンとイラクの二面作戦で派兵したが、途中バグダードへ向かっていた皇子が疫病で没し、ここに両政府は和解へと傾いた。^①

第一次エルズルム条約は、このような国際関係の中で締結された和平条約であるため、冒頭に以下のような約款が記さ

れている。

騷擾と係争の劍は鞘に収め、至高なる両政府の間において、憤懣や冷淡の要因となり和平や友情に反するような行為は生ぜしめなくてはならない。また、至高なるオスマン政府の旧来の境域 (*hüdud-i qadima*) の内側にあるもので、戦争の際、またそれ以前に、崇高なるイラン政府の手に渡った城砦や領地や町や村は、本調停に明文化されているように、この有効証文期日より六十日以内に、オスマン政府の側にすべて移譲される。また、本調停の遵守に鑑みて、両政府の捕虜を、隠蔽や隠匿なく解放し、彼らにとって必要となる糧食やその他の物品を支給し、両政府の国境 (*sarhadat*) まで送還する。^②

ここでは、ガージャール朝、オスマン朝ともに、新たな獲得地の放棄が規定されていることが読み取れる。第一次エルズルム条約は、全体的に、前章に見た第二次エルズルム条約よりも詳細な内容からなっているが、この中で国境に関する事項は、第一条、第三条に現れる。

第一条

至高なる両政府は、互いの内政に干渉してはならない。今後、バグダードやクルディスタン方面への干渉は認められない。特に、クルディスタン管区のうち、境域地帯に含まれない諸地域は、如何なる点においても、新旧の所有者らに対する至高なるイラン政府の側からの干渉や侵攻や侵略は容認されない。また、上述の地域において、一方から夏営や冬営のために移動する際に、慣習税・夏営地税・冬営地税などの名目で徴収されている諸税やその他の訴訟に関しては、偉大なる代理人であるイラン政府の皇太子〔アッバース・ミールザー〕とバグダード州長官が協議し、両政府の憤懣の原因を廃するよう努める。^③

第二条

両政府間で係争中であつたハイダラーンルー (*Haydaranlu*) 部族やスィーバキー (*Shakr [Shakr]*) 部族については、今日オスマン政府の領土に居住している者は、その方面にいる限りにおいて、もしイラン領内に侵入し、損害を与えるならば、国境警備官 (*sarhadaran*) は彼らを阻止し、訓戒するよう注意を払う。もし彼らが侵攻や損害から手を引かず、国境の役人によって阻止

されなかった場合は、至高なるオスマン政府は彼らを所有する権利を放棄する。また、もし彼らが自らの意思や選択でもってイランに行く場合には、オスマン政府は彼らの所有や阻止を行わない。彼らがイラン政府の側に行つた後に、再度オスマン領内にやつてきた場合には、決して彼らの所有や権利主張を行わない。また、彼らがイランの側に行つたにもかかわらず、オスマン政府の国境を越え、損害を与えるような場合には、イランの国境役人は、彼らの阻止と侵害に注意を払う。^④

このような措置は、先に示したとおり、ガージヤール朝が、当時オスマン領であつたバグダードやクルディスタン地域に侵攻しようとしていた歴史的背景を踏まえ、決定されたものである。そのため、イギリスの後押しで成立したこの条約においては、特に第一条に見られるように、イラン側に厳しい内容となつており、ファトフ・アリー・シャー自身は、条約の内容に終始不満を抱いていたとされる。^⑤

ところで、第一次エルズルム条約の総則として、実際には次のような文面が最初に見受けられる。

一一五九年（西暦一七四六年）に締結された調停と協定書に基づき、旧来の国境 (*hudud va sunur-i qadima*) と、巡礼者や商人に関する事、亡命者の拒否、捕虜の解放、特定の人物の至高なる両政府内での居住といった以前の諸規定はすべて、両政府間において存続し、遵守され、有効である。それらの基本原則には如何なる点においても違約は生じず、至高なる両政府間において、友好の諸規定や、協調や友情の必然性は永続的に実施される。^⑥

この総則において明瞭に述べられているように、国境問題であれ巡礼者問題であれ、第一次エルズルム条約の根本は、「一一五九年の調停および協定書」に基づくとして置かれている。これはすなわち、西暦一七四六年に締結されたキャルダン条約を指す。続いてキャルダン条約について見ていこう。

二 キアルダーン条約

キアルダーン条約^⑦は、アフシャール朝（一七三六—九六）のナーディル・シャー（在位一七三六—四七）とオスマン朝のスルタン・マフムト・ハーン一世（在位一七三〇—五四）との間で一七四六年に締結された^⑧。同条約は、ナーディル・シャーが当時オスマン領であったイラクに侵攻し、北イラクのティグリス右岸にあるモースルを包囲するという緊張状態を受けて成立したものである。その一方で、ナーディル・シャーのスンナ派寄りの政策により、スンナ派とシーア派といった宗派問題が薄れ、オスマン側もまた、シーア派という言葉を使用せずに、シーア派法学のジャーファル学派を、スンナ派の第五学派として容認する姿勢に転じた。このような政治的動向を背景として締結されたのが、このキアルダーン条約である。

キアルダーン条約は、西アジア地域では比較的新しく、両政府の合意に基づく「条項」が定められており、国境画定を扱った序章（総則）、巡礼者の扱いに関する第一条、駐在大使に関する第二条、捕虜規定の第三条、そして「付則」の部分からなる。国境に関する記述があるのは、以下の各項目である。まず、総則において、

スルタン・ムラト・ハーン四世の時代に生じた和解調停は、両国家において遵守され、上述の調停において定められた国境（*hudd va sunn*）は、如何なる損失や変更もなく、当時の規定のまま存続する^⑨。

と定められている。そして、「今後、騷擾は眠りにつき、敵対の剣は鞘に収まるように。また、両者の威信に相応しく、両国家の関係の改善やその維持に適うことは、あらゆる状況で実施せよ。また、憎悪を触発し、調停や和平に反するような事柄は、両者共に回避せよ^⑩」という約款が記され、和平条約の名にふさわしい対応が求められている。さらに同条約の「付則」の部分では、

スルタン・ムラト・ハーンの時代にあった国境地域（*hudd va sunn*）は再確認され、国境の統治者らは、両国家の友好に反

する行為を回避せよ。^⑪（後略）

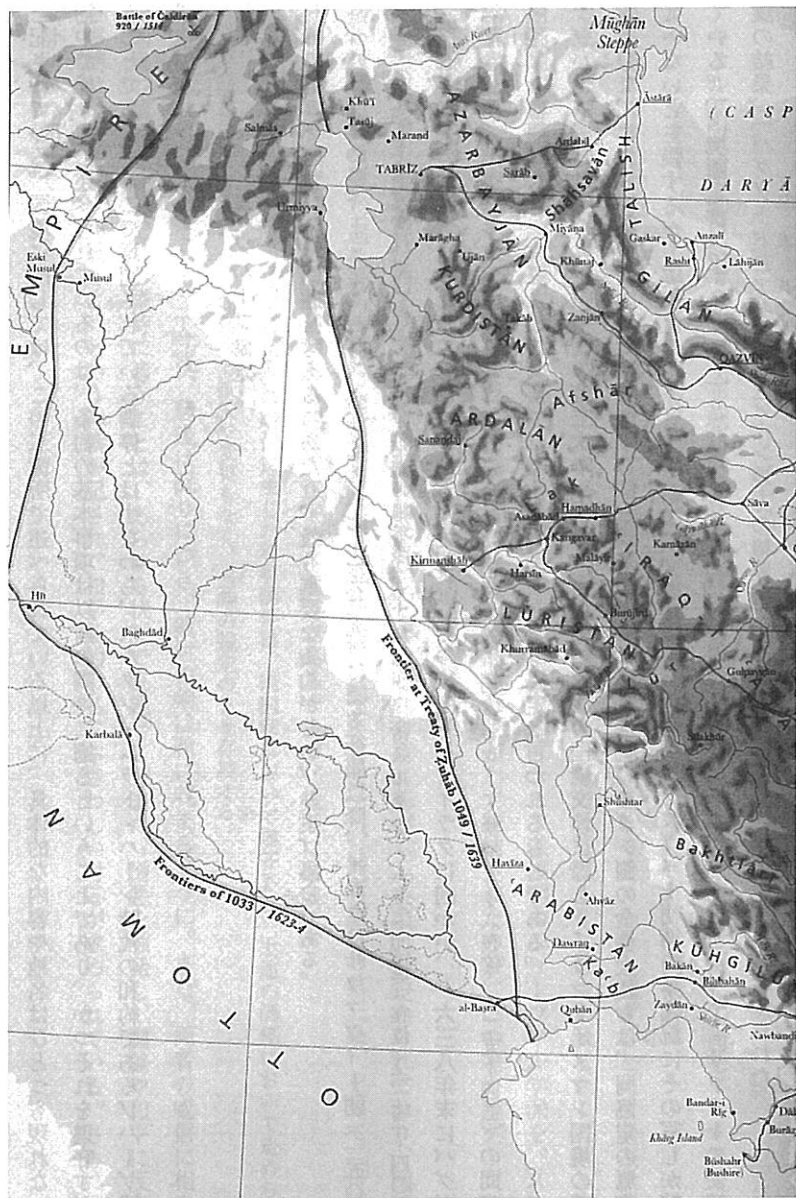
と記されている。国境に関しては、この二箇所で述べられている以上に、具体的な内容や地名はひとつも現れない。同条約中で繰り返し述べられているのは、条約の基本事項は以前の調停に遡るということであり、かつそれを遵守すべしというものである。ここで意図されている調停とはすなわち、スルタン・ムラト・ハーン時代の和約であるゾハーブ協定のことである。

三 ゾハーブ協定

イラン・オスマン国境問題を考えるにあたり、最も重要な条約がこのゾハーブ協定^⑫である。

一六二四年のシャー・アッバース（在位一五八七—一六二九）による征服以降、イラクはサファヴィー朝（一五〇一—一七二二）の支配下に置かれていたが（地図2左側の線参照）、オスマン皇帝スルタン・ムラト四世（在位一六三—一四〇）は、一六三五年に東方領土奪還のためエレヴァン地方に遠征し、その後南下してイラクに向かい、一六三八年末にバグダードを陥落させた。バグダード再征服を受け、同皇帝とサファヴィー朝のシャー・サフイー（在位一六二九—一四二）の間で和平を協議する書簡が、翌一六三九年に交換された。これがゾハーブ協定と言われるものである。

ゾハーブ協定は、一九世紀中葉の第二次エルズルム条約締結前後の国境交渉に際し、イラン・オスマン国境の基本ラインとして、これらの国境交渉の会議の場ではしばしば登場する。一九世紀のイラン側の全権大使らは、同協定の原本が残っていないと主張するが、^⑬実際には、オスマン朝の『文書集成』、およびサファヴィー朝期の年代記にその写しが採録されている。「国境画定書（Sunur-nama）」とも題されるこれらの書簡によると、ムラト四世とシャー・サフイーの使節らの協議の結果、「バグダードとアゼルバイジャン地方の境界（sunur va sarhad）」は以下のように定められた。



地図2 17世紀のイラン＝オスマン国境。右側のラインが「1639年ゾハブ協定による国境線」と記されているが、曖昧かつ誤りを多く含む。(Kennedy, H. *An Historical Atlas of Islam*, Leiden, 2002 より転載)

オスマン皇帝 (padshah-i vala-jah) の関係者で、サファヴィー家 (dadman-i vilayat-nishan) の関係者に属する事柄について¹⁵⁾「ジャサーン (jasan)」と「バドラ (Badrat)」はオスマン皇帝の関係者に、また「マングリージュ城砦 (qasba-yi Mandaljin)」から「ダルタンク (Dartank)」——ダルタンクの境界は「サルミール (Samir)」である——までの、荒蕪地 (sahar) はオスマン皇帝の関係者に属し、山岳地 (kan) はサファヴィー家の関係者に属す。「ダルナ (Darna)」と「サルミール」が境界であるダルタンクは、オスマン皇帝の関係者に属す。ジャーフ (Jaf) [部族] のうち、ズィヤーウッディーン (Ziya al-Din) とハールニー (Haruni) はオスマン皇帝の関係者に属し、ビラ (Bra) とザルドゥニー (Dardbr) (Zarduri) はサファヴィー家の関係者に属す。山頂にある「ザンジール城砦 (qal'a-yi Zanji)」は破壊し、その西側にある村落はオスマン皇帝の関係者に、また東側の村落はサファヴィー家の関係者に属す。「ザリム城砦 (qal'a-yi ZKIM) (Zalim 'Atr)」の上にある山は、ザリムを眺望する側はオスマン皇帝の関係者に、「オラン城砦 (qal'a-yi Avraman)」や村落 (dikkada-ha) やそれらの周辺はサファヴィー家の関係者のものとなる。「チャガーン (Chaghan)」の峠道が境界である「シャフリーズール (Shahrazur)」は、「キジルジャ (Qizilja)」とその周辺はオスマン皇帝の関係者に、「メフラバーン (Mihrahan)」とその周辺はサファヴィー家の関係者に属す。アゼルバイジャン地方は、そのなかにある「コトゥール城砦 (qal'a-yi Qutur)」と「ブークー城砦 (qal'a-yi Makul)」と「マガーズビルド (Maghabird)」のすべてを、双方 [の側から] とともに破壊する¹⁷⁾。

この書簡はサファヴィー朝から出されたものであるが、これを受けたオスマン側も同様の文面を認め、この領土問題に関する内容を承認した。しかしながらオスマン側の圧倒的優位のもとで合意に至った「国境画定の書」において、オスマン側はさらに、領土画定文言の最後尾に、「ただし、アフサカ (Aksaka) とカールス (Qars) とヴァン (Van) とシャフリーズールとバグダードとバスラの、あるいはその他の境界の中にある城砦や建物や地区や土地や荒蕪地や丘や山には、そちら側 (サファヴィー朝) から干渉や侵略をしてはならない」と極めて強い口調で述べている。オスマン側の付加したこの最後の部分も考慮した上で、オスマン領とサファヴィー領として画定された地域をまとめると、以下のようになる。

〈オスマン領〉

ジャサーン、バドラ、マングリージュ^⑮、ダルトンクおよびその荒蕪地、ダルナ

ザンジール城砦の西側の村落、ザーリム城砦、シャフレズール、キジルジャ^⑯

ジャーフ部族^⑰のズイヤーウッディーンとハールーニー

アフサカ、カールス、ヴァン、バグダード、バスラ

〈サファヴィー領〉

ザンジール城砦の東側の村落、ダルトンク^⑱の山岳地、オラマン城砦、メフラバーン^⑲

ジャーフ部族のザルドウーニー

〈破壊〉

ザンジール城砦、コトゥール城砦、マーカー城砦、マカースビルド

右の、波線を付した地名は、名称が変わっているものもあるが、現在の地図からも確認できる地名であり、かつイランと、トルコ、イラクの国境線上に近接して認められる地名である。地図と地名を照合すると、ほぼ、オスマン領として記されているものはトルコやイラクに存在し、サファヴィー領とされているものはイラン側に位置するなど、現在の国境および領域と同様の配置となっている。この点においても、ゾハーブ協定が第二次エルズルム条約に、ひいては現代のイランと、トルコ、イラクの国境線の基本ラインとなったことは十分に確認されよう。

ところでゾハーブ協定もまた、実際には、一五五五年にオスマン朝のスルタン・スレイマン（在位一五二〇—一五六六）とサファヴィー朝のシャー・タフマースプ（在位一五四—一五七六）の間で締結された和平協定である「アマスイヤの和議」を基にしており、そのことに触れた文言はゾハーブ協定中の国書の中にも現れる。^⑳しかしながら先行研究によると、講和を重視したアマスイヤの和議では、アゼルバイジャン、東アルメニア、東グルジアといったおおよその地域がサファヴィー朝

に、また西グルジアや西アルメニア、ティグリス・ユーフラテス両河流域のイラクに関してはオスマン領に定められたにすぎず、^②国境や領域の実態はほとんど明らかとなっていない。^③ここで、当時の領域概念を探るために、更に時間を少し遡ってみよう。一五〇一年のサファヴィー朝の成立は、西アジア社会に新たな波紋を巻き起こしたが、何にも増して同王朝がシーア派を国教としてその支配領域内に浸透させようとした結果、隣国のスンナ派国家であるオスマン朝との対立が鮮明となった。また、アナトリアの遊牧民を次々とシーア派に改宗させ、支配下に組み込んでいこうとしたサファヴィー朝政権に対し、オスマン朝は危機感を抱き、それが一五一四年のシャー・イスマーイール（在位一五〇一—一二四）とスルタン・セリム（在位一五二二—二〇）の決戦であるチャルディランの戦いとその敗北後のサファヴィー朝の西方領土への進出の断念、およびセリムの息子スレイマンの圧倒的な軍事的優位へとつながる。それを象徴するかのようには、スレイマンは一五三三—三四年にイランに侵攻し、当時サファヴィー朝の都であったタブリーズをも蹂躪すると同時に、バグダードを奪取し、イラク全域を掌握した。その後、タフマースプから和平を嘆願するよう示した書簡の中で、スレイマンは、以下のように述べている。

「そちら側で（中略）様々な醜悪な行為が生じているとの報せが余の耳に入ったので、イラン（*Iran*）遠征を決意した。（中略）アデンやスインド（インド西部）やサンアーやハバシユ（エチオピア）といった、四大帝王の玉座たるヒンド地域から暗黒世界（*Sumat*）^④の境まで余の支配下にある。梟や鴉の巢窟であるイランという荒廃した地に用は無い。」^⑤

ここで述べられているように、スレイマンは、アラビア半島やインド洋海域から西の部分、すなわちメッカ・メディナやアナトリア、シリア、エジプトといったイスラーム世界の主たる地域を自領と考えていたことが推察される。スインドから西と考えると、その領域内には当然イランも含まれるが、その地は「梟や鴉の巢窟」でしかなく何ら益を生み出さない場所として、スレイマンは価値を認めていない。おそらくこのように表明することによって、数度にわたるイラン遠征の失敗を棚上げし、イランの地に深入りする気を持ち合わせていなかったことを示したのであろう。アマスイヤでの交渉

中に、オスマン朝の大宰相から出された別の書簡においてもまた、オスマン朝の領土として明確に挙げられている訳ではないが、メッカとメディナの両聖地への寄進物件の話の中で、「ルームとエジプト (Misr) とシリア (Sham) とディヤール・バクルとバグダード」²⁸⁾といった地方名を列挙し、これらの地域内に存在するものについては、オスマン皇帝の責任下にある、と述べている。ここから、スンナ派とシーア派という宗派対立が鮮明となった一六世紀中葉の段階では、サファヴィー朝とオスマン朝の境界は、あくまでもアナトリアやイラク、アラビア半島はオスマン側に、またイランはサファヴィー側に、という地方ごとの把握であると同時に、それらは空間的広がりのある「境域 (フドゥード)」として認識され、別の領域と接するこのような「境域」たる地方をどこまで掌握しているかが問題であったことが知れる。

アマスィヤの和議に象徴される一六世紀の国境の概念は極めて漠然としたものであるため、ここでは、イランとオスマン朝の国境問題は、アマスィヤの和議が基点となっているという点を再確認するものの、一九世紀に至るまで、亡霊のように重要性を持ち続けたものはゾハーブ協定であったことを強調したい。事実、ゾハーブ協定こそは、諸史料で「国境画定の書」と呼ばれ、それ以後数百年にわたるこの地域の国境概念の基準として捉えられていたのである。

本章で見てきたように、第二次エルズルム条約において定められた国境は、それ以前のイランの諸政権とオスマン朝との協定や条約を引き継いだものであった。そしてその起源は、一六世紀にイランで興ったシーア派政権であるサファヴィー朝と深く関わるものであった。言葉を換えると、サファヴィー朝時代のイランとオスマン朝との領土問題が、王朝の交代があろうとも一九世紀にまで継続し、そしてその後現代に至る国境線の基本として認識されたと見えよう。なかでも領土問題が詳細に取り扱われたゾハーブ協定の拘束力は強く、以後のイランの政権とオスマン朝は、それぞれの領土を同協定の内容に則しておおまかに認識し、時々の政治力学の上でその領域を互いに侵すことはあっても、和約の際にはゾハーブ協定の精神が遵守され続けた。すなわち、ゾハーブ協定で定められた国境線は、彼らの認識概念の中で形をとどめ

ながら、一九世紀に至ったと言えるのである。また、サファヴィー朝期の両国家の国境概念は、空間としての境域から、徐々に集落や城砦といった点として把握され、ゾハーブ協定ではいくつかの城砦が境界の基点として認識された。イスラーム社会の伝統的な境界概念においては、ある地方の中心地たる都市や城砦を政治的に掌握することによって、その地方全域の監督権を担ったが、一方でこの「境域」という概念は、時代が下るにつれ、徐々に狭い地域を指し示すようになっていったと考えられる。一六世紀のアマスィヤの和議から一七世紀中葉のゾハーブ協定では、「境域」概念が狭まっていくことが明瞭に理解される。しかしながら、ゾハーブ協定の時点においても未だ、点と点を結ぶ、より緻密な国境線は生まれておらず、城砦の中には取り壊されることによって、その一帯を無人化し、地理的に幅のある中立地帯として設けようとしていた試みもまた確認されるのである。

- ① この間の過程は、AMQ: I/xxi-xxx 参照。第一次エルズルム条約締結に至る過程の文書を検討すると、ガージャール朝とオスマン朝が「イスラーム国家」として友好関係を確立しようとした背景には、互いに相前後して戦い、ブカレスト条約やゴレスターン条約において多くの領土を奪われた「共通の敵ロシア」への対策があったと考えられる [AMQ: I/43, 49-50, 68-71, 75-77, 93-99, 128-141 etc.]。
- ② GATU: I/295; MUM: III/1.
- ③ GATU: I/295; MUM: III/2.
- ④ GATU: I/296; MUM: III/3.
- ⑤ ファトフ・アリー・シャーは「条約の訂正版をオスマン政府に送付しているが、オスマン政府はこれを受け入れなかった [AMQ: I/xxx-xxxi, II/7-8]。その幻となった条約については Qā'immaqamī, Jahangir, "Main-i dīgar az mu'ahida-yi avval Azan al-Rum ba-khatī va inshā-yi Qā'im-maqam", *Barāsi-ha-yi Tarīkh*, 8/5(1353s), pp. 13-56 参照。
- ⑥ GATU: I/295; MUM: III/1.
- ⑦ 本条約は、締結場所となったその地名「KRDAN」の読みが不明であるため、本稿では「キヤルダン」の読みを便宜上充てている。ちなみに、「Kerdan」「Gardan」「Kurdan」という読みがこれまでに為されている [IB: I/xvi; Erzurum: xv; Tucker, Ernest, "The Peace Negotiations of 1736: A Conceptual Turning Point In Ottoman-Iranian Relations," *The Turkish Studies Association Bulletin*, 20/1 (1996), p. 33]。
- ⑧ 一七三六年に行われた和平交渉と、その一〇年後に条約締結に至る経緯については、Tucker 前掲論文参照。
- ⑨ GATU: I/290.
- ⑩ GATU: I/290.
- ⑪ GATU: I/291.
- ⑫ 「ガスレ・シーリーン協定」とも呼ばれるが、サファヴィー朝とオスマン朝の使節が相対峙したのはガスレ・シーリーン近郊のゾハーブ

であるため、ここでは「ゾハーブ協定」の名をとる。なお、先の三点の和平協定を「条約」と呼び、本協定を「協定」と訳すのは、キヤルダン条約以降は、関係政府の合意に基づく条項が作成されている一方、一七世紀以前の協定は、両政府の書簡のやり取りのみで、条文のない形式となっているためである。なお、ゾハーブ協定は、その重要性が指摘されているにもかかわらず、史料の制約もあり、これまではほとんど顧みられることのなかった条約である。そのため本稿では、比較的詳しくこの協定の内容を紹介し、一九世紀や二〇世紀の国境問題との繋がりを示す。

¹³ Mushir: 74.

¹⁴ Muhammad Yusuf Vala Qazvini Isfahan. *Iran dar zaman-i Shah Safi va Shah 'Abbasi durrum* (1038-1071 h.q.): Khurdi-barn. ed. by Muhammad Riza Nasiri. Tehran, 1380s.

¹⁵ 『書簡集成』では BSTAN となっているが、ガスヴィーニーに従って「babat」と読んだ。

¹⁶ 『書簡集成』では CHSHAN、ガスヴィーニーでは JSTAN や HSAN などと記されるが、ジャサーンが正しい。イラク側のバドラ近郊にある。

¹⁷ Feridun: II/300. Qazvini, *Khurdi-barn*, pp. 275-276. 「」内は後者の史料に拠るもの。

第三章 イランⅡオスマン国境の画定に向けて

前二章で見たように、第二次エルズルム条約は、旧来の諸条約を踏襲しており、イランⅡオスマン朝間の国境画定の基本となるものは、サファヴィー朝期のゾハーブ協定であった。ゾハーブ協定ではいくつかの地名が挙げられ、比較的明確に国境が定められたように見受けられたが、しかしながら、同協定で記された地名の大部分は、二世紀後の第二次エルズ

¹⁸ Feridun: II/303. Qazvini, *Khurdi-barn*, pp. 280-281.

¹⁹ 現在のマンガリー。イラク側の地名。

²⁰ 現在のバンジュヴィーン。イラク側の地名。

²¹ クルド系の遊牧民。

²² 現在のマリヴァーン。イラン側の地名。

²³ Feridun: II/297.

²⁴ Parsadust, *op.cit.*, pp. 26-27.

²⁵ アマスィヤでの協議の最中と考えられるタフマースプとスレイマンの往復書簡からは、領土問題に関連する地名はひとつも現れない [Feridun: I/620-625]。

²⁶ この世の果てにあり、常に夜だと考えられていた世界。アレクサン드로スや預言者ヒズル（旧約聖書のエゼキエルに比定される）は、「生命の水」を求めてその世界に行つたとされる。

²⁷ 'Abd al-Husayn Navā'i (ed.), *Shah Tahmasb-i Safar: Majma'-yi asnad va mukatabat-i tarikh-i hamrah ba yaddash-ha-yi tajshih*, Tehran, 1368s, p. 275.

²⁸ *Ibid.*, p. 257. ちなみに、ここで述べられるディヤール・バクルやバグダードは、都市名であると同時に、その権限の及ぶ一帯を表す地名でもある。

ルム条約時には不明瞭になっていた。かつ、ゾハーブ協定では、イスラーム社会の伝統的な「境域」概念が強く、「境目」となる目印はほとんど記されないままであった。この茫漠とした境域概念が、一九世紀に問題として浮上する。

ゾハーブ協定以降の諸条約では、和平に重点が置かれ、国境問題について踏み込んだ議論は為されなかった。それは、イギリスやロシアといった仲介国の後押しを受けた第二次エルズルム条約においても同様であったことは先に見たとおりである。国境問題は依然、棚上げされたとはいえ、第二次エルズルム条約により定められた、オスマン・ガージャール国境の大枠を確認しておく、オスマン政府が占領したムハンマラについてはイラン側に、また長官の亡命によりイラン側が征服したスレイマニエ地方についてはオスマン側に戻された。この大枠が定められた上で、ゾハーブ協定の原文を確認するために設置されたのが、ガージャール朝、オスマン朝、イギリス、ロシアの四カ国からなる国境調査委員会である。

一 国境画定調査委員会

調査委員会の設置は、第二次エルズルム条約第三条に基づいている。第二次エルズルム条約の批准は、条文の曖昧さを指摘し、ムハンマラ領有の主張を強く行ったオスマン政府の態度ゆえに、一八四八年になってようやくイスタンブールで行われた。イランでは同年九月にモハンマド・シャーが逝去し、ナーセロッディーン・シャー（在位一八四八—九六）が即位するという政治的混乱期にあったが、彼の即位後ほどなくして、調査委員会の概要が固まった。調査委員会には、条約締結に関わった、イラン（ガージャール朝）、オスマン朝、イギリス、ロシアからそれぞれ役人が任じられた。イランからはモシーロッドウレ（Mirza Jafar Khan Mushir al-Dawla）^①が、オスマン朝からはデルヴィシユ・パシャ（Derviş Paşa）^②が、そしてイギリスからはウィリアムス（William Fenwick Williams）^③と、ロシアからはチリコフ（Yegor I. Tchirikof）が代表として参加した。

これら主要な調査委員たちは、いずれも詳細な国境状況の報告書を記している。本稿の冒頭で示した一次史料の中に、

それらの報告書が見られる。たとえばモシーロッドウレは、『国境調査報告書』を一八五七年に著し、デルヴィシユ・パシヤは『イラン国境画定調査書』を一八五三年に上梓している。『国境への旅』を執筆したホルシード・パシヤ (Mehmed Husid Pasa) もまた、デルヴィシユ・パシヤの補佐兼書記としてこの調査委員会に参加していた人物である。

一方チリコフの場合は、報告書というよりは旅行記であり、『国境調査委員チリコフの旅日誌』として英訳されている。^④なお、イギリス代表のウイリアムスもまた何らかの覚書を書き留めていたとされるが、その資料は、彼が英国に一時帰国した際に、テムズ川で散逸したと言われている。ウイリアムスの欠を補うかのようにイギリスからは、調査団に加わっていた考古学者のロフトス (William Kennett Loftus) が一八五四年に出版した旅行記がある。^⑤チリコフやロフトスら、欧米人の見方と、モシーロッドウレやデルヴィシユ・パシヤら、ガージャール朝やオスマン朝の高官らの見方はまったく異なる。後者は、当該地域の地理的特徴や住民・遊牧民の戸数、宗派、徴税額、帰属意識など具体的事項に重点が置かれ、どのような人々がどのように暮らしているかなど、より切実な立場からその地域を知ろうと努めている。特に遊牧民に関する情報は、遊牧民の帰属如何によって国境地帯が大きく左右するという歴史的事象を踏まえていたため、調査時の重要なテーマとなっており、モシーロッドウレ、デルヴィシユ・パシヤ、ホルシード・パシヤの三者ともに、非常に詳細に国境地域に暮らす様々な遊牧民の情報収集を行っている。一方欧米人らの資料は、軍人であったチリコフに代表されるように、地形の戦略面での価値について必ず言及していることに加え、地域社会やその文化を満遍なく知ることに注意が向けられている。どちらも情報収集に努める姿勢は共通であるが、その目的が異なっていることから、資料の性格もまた相違している点は興味深い。^⑥

二 国境調査とその実態

四ヶ国の代表による国境調査は、一八四九年夏に、国境最南端部分のシャットルアラブ川の河口から始められた。しか

しながら、この国境調査委員会は、その最初期から波乱に満ちていた。なぜなら、オスマン政府の代表として調査委員会に任じられたデルヴィシユ・パシャが、モハンマド・シャー没後のイラン東部の混乱に乗じ、集結地と定められていたバグダードではなく、まず北方のコトゥールへ軍隊を率いて向かい、その地を占領したからである。そして同地のイラン側と定められた東側の地点に、領土の目印として塔を建設してしまう。この行為に抗議したイラン側は態度を硬化させ、国境調査の開始を延期し、結果、九ヶ月の遅れが生じた。

開始が遅れながらも、バグダードに最後に到着したデルヴィシユ・パシャを含め、四ヶ国の代表は最初の話し合いを同地で行い、オスマン政府、イラン政府ともに、数百人の歩兵と騎兵大隊を供給することを定め、同年一二月中旬にバグダードを出発、翌年一月、ムハンマラから調査を開始した。

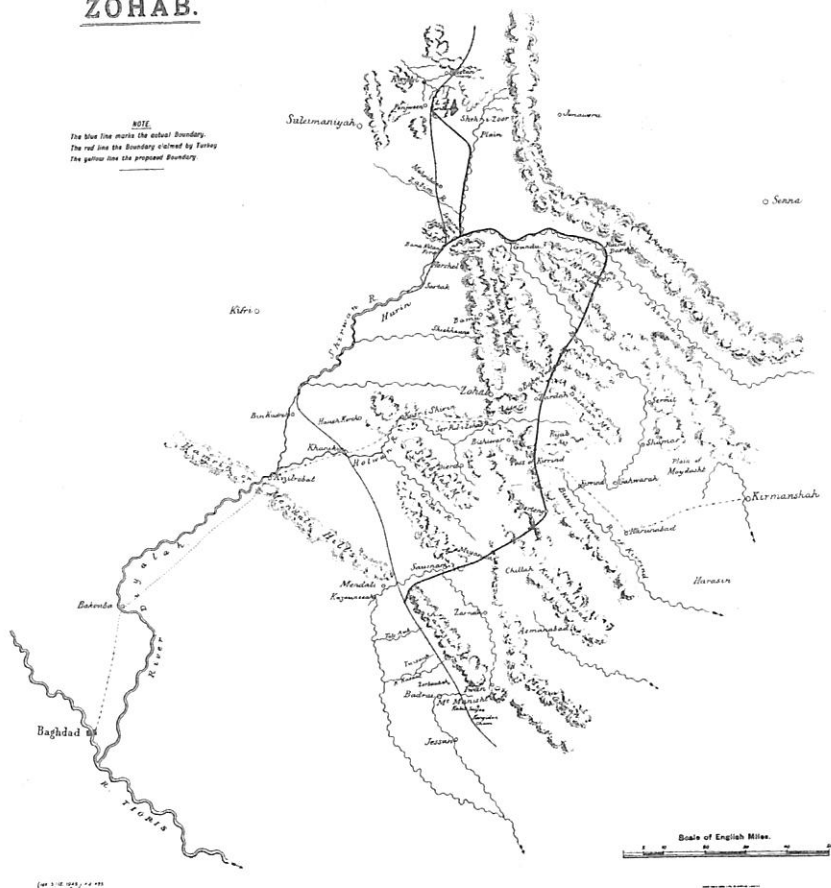
調査委員会は、ムハンマラを皮切りに、湾岸からシャットルアラブ川一帯のアラブ地域を調査した後、最初の協議に入った。協議の方法は、まずオスマン政府、イラン政府の双方が一日ずつ自身の見解や主張を述べ、その後三日目に仲介役のイギリス、ロシアが意見を述べるというものであった。^⑦

協議が始まると、デルヴィシユ・パシャは開口一番に、第二次エルズルム条約の条文は不明朗だと指摘し、シャットルアラブ全域の領有を主張、さらにムハンマラに居住していたアラブ系部族を免税により懐柔しようと努めた。条約を反故にするかのようなオスマン側の態度により、議論は紛糾する。交渉がまとまらないことに加え、夏直前の五月に入ったことから、避暑のため調査委員会は協議を中断し、イラン、イギリス、ロシアの代表はロレスターン地方に涼を求め、一方のデルヴィシユ・パシャは政府の意向を確認するためにイスタンブールへ戻った。^⑧その後、イギリス、ロシアの代表はイスファハーンに行き、その地で次の協議は一八五〇年二月にフーゼスターン地方のデズフルで行うことを定め別れたが、オスマン政府の意向が判明したことを受け、急遽翌年の二月に再度ムハンマラで協議を行った。四月まで続いたこの協議においてもまた、オスマン側の強硬姿勢のために南方地域の国境画定は決着を見ず、イギリスとロシアの調査団はゾ

DISTRICT
OF
ZOHAB.

MAP B.

NOTE.
The blue line marks the actual boundary.
The red line the boundary claimed by Turkey.
The yellow line the proposed boundary.



地図3 国境調査時のゾハブ地方
(IIB, vol. 2 所収の地図より転載)

ハーブ地方のケレンド峡谷で夏を過ごし、イラン代表はロレスターンで、またオスマン政府代表はバグダードへ戻った。その後イラクで発生したコレラを避けるため、イギリス、ロシアの調査団は、モシーロッドウレと共にクルデイスタン地方を巡察したが、本国からの催促を受け、本来の任務に戻るべくゾハーブへと向かった。

三度目の会合は、一八五一年二月末にゾハーブ城砦の近郊で行われたが、ここでもまた領土問題の解決を見ることはなく、協議は物別れに終わる。その後調査委員会は、スレイマニエ、コトゥール、マーカーを含め、最終的にアゼルバイジャン地方まで調査を行なったものの、断続的に四年間にわたった国境調査は、一八五二年九月に、ほとんど成果を見せることなく終了し、委員会はエルズルムで解散した。

結局、この調査で定められた国境は、自然の境界となるシャットルアラブ川のみであり、その以北においては、オスマン朝およびガージャール朝双方の強硬姿勢のために、何ら成果を見なかったのである。^⑩

実際の国境問題に終止符を打つことがなかった国境調査委員会であったが、一八四八年から五二年の四年間の調査中、測量士たちによる実測が行われ、国境地帯の地図の原図がスケッチされた点は重要であろう（地図3参照）。調査終了の翌年に始まったクリミア戦争による中断を経たものの、一八五六年にはサンクトペテルブルクにて、チリコフの作図を基にした四カ国合同の地図作成会議が開催された。チリコフ自身は一八六〇年に死去したが、その後、一八六九年に七三〇五〇分の一の地図が完成し、同年イスタンブールにて議定書の調印が行われた。議定書の主な内容は、国境調査時の現状を維持すること、係争地での新たな建造や印付けの禁止、損壊した家屋の再建は容認（ただし所有権は保証せず）といった諸点である。ここに、イギリスとロシアの主導のもと、サファヴィー朝時代に遡る「歴史的国境」を重視し、イラン、オスマン朝双方ともが新たな獲得地を放棄するという、第二次エルズルム条約に基づいた、両成敗的な決着が図られたのである。^⑪この議定書の内容は、一八七五年から二年間の国境画定委員会による協議を経て、一八七八年のベルリン会議の席上でも再確認された。

一九一三年一月には、一九世紀と同じく、ガージャール朝、オスマン朝、イギリス、ロシアの四カ国による国境画定委員会が、緯度・経度を含む、イラン＝オスマン朝間の詳細な国境線を定め、イスタンブール議定書として調印された。^⑫ここに、現代のこの地域の国境が「線」として完成したのである。

① イラン代表のモシーロッドウレは、ヨーロッパの最先端の学問を学ぶために渡欧した、初期の国費留学生であった。一八一五年にイギリスに派遣された第一次留学生の中であって、彼の担当は数学と工学であり、四年後イランに帰国すると、それらの学問の伝授に勤しんだ。そのため彼は、「工學長 (amhandis-bash) 」という称号を得ている。

英語に通じた彼は、一八三六年から八年間、イスタンブール駐在大使を務め、この間にベルギーやスペインと通商協定を結んでいる。彼の大使在任中に、オスマン朝のバグダード州長官によるムハンマラ占領事件やカルバラ事件が生じ、彼自身がオスマン政府への抗議の先鋒となった。第二次エルズルム条約締結のための全権大使の任もまた、オスマン政府のことや語学・工学の知識を有し、適任と思われた彼に委ねられたのであったが、途中体調不良のため病に臥してしまった。

その結果、急遽アミール・キャビール (Mirza Taqi Khan Amir-i Kabir) がその任に当たり、四年間にわたる協議の結果、先の第二次エルズルム条約が締結されたのである。このため、モシーロッドウレは、イラン側に不利な第二次エルズルム条約にサインをしたアミール・キャビールに対し、「領土問題について無知で理解がない」[Mushr: 38] と辛辣な評価を下している。このような状況から、彼自身は、国境調査委員会の最初期から、闘志を燃やしていたと考えられる。その後も彼は要職を歴任し、一八六二年に死去した [Bandad, Mahd: *Shar'i-hi-rijal-i-Iran dar qam-i 12 va 13 va 14 hijr*, vol. 1, Tehran, 1378s, pp. 241-244]。

② デルヴィシユ・パシヤは一九世紀初頭に、オスマン朝の駐サンクト

ペテルブルク領事を務め、英語やフランス語に通じていた。

③ イギリス軍大佐であったウイリアムス (一八八三年没) は、第二次エルズルム条約締結にも関わっている。

④ ロシア語版は、チリコフの死後、一八七五年にサンクトペテルブルクで出版された。一八八七年にロシア語からベルシア語へ訳された刊本もあり、ナーセロッディーン・シャーに献呈された [Persian trans. by Akbar Masht. *Siyahnama-yi Mushu Chirku*, ed. by 'Ali Asghar 'Umran, Tehran, 1379s]。

⑤ William Kennet Loftus. *Travels and Researches in Chaldaea and Susiana; with an Account of Excavations at Warka, the "Erech" of Nimrod, and Shush, "Shushan the Palace" of Esther, in 1849-52, under the Orders of Major-General Sir W. F. Williams of Kar's, Bart., K.C.B., M.P., and also of the Assyrian Excavation Fund in 1853-4*, London, 1857.

⑥ 一九世紀中葉から後半にかけて、ガージャール朝イランでは地方の実情を知ろうと様々な旅行記・地理書や調査報告書が書かれた。この点については、拙稿「ガージャール朝期旅行記史料研究序説」[西南アジア研究] 五五 (二〇〇一)、四四一～四八頁にて指摘した。本文中で紹介した、国境調査委員会の構成員らによる、同一のテーマ・対象を扱いつつも、立場の相違ゆえに性格の異なる諸資料のより詳細な比較検討、およびそれらを利用した当時のイラン＝オスマン国境の実態については、他日に譲る。

⑦ Mushr: 60.

⑧ 協議の停滞に業を煮やしたロシア側は、時間の損失を考慮し、ムハマラからブーシエフル、シーラーズ、ベルセボリスを調査している [Tchirikof: 306]。

⑨ Mushr: 60-67; Tchirikof: 305-306.

⑩ シャットルアラブ川においてでさえも、ウイリアムスの提示した「ウイリアムス・ライン」をめぐってオスマン朝とガージャール朝は対立し、二〇世紀に入ってからようやく決着を見る次第であった [Richard Schofield, "Interpreting a vague river boundary delimitation: The 1847 Erzerum treaty and the Shatt al-Arab before 1913", *Boundaries* 1994, pp. 72-92, *idem*, "Old Boundaries for a New State: The Creation of Iraq's Eastern Question", *SAS Review*, XXVI:1

おわりに

(2006), pp. 27-39]。モシールドウレは同地について、イラン伝説の王朝であるカヤーン朝時代の話を交えながら所有権の正統性を主張するのであるから [Mushr: 51-52]、領土問題は実に解決困難な案件と言える。

⑪ ガージャール、オスマン両政府のみでは決着が図れないと悟ったイギリスとロシアの調査委員らは、第二次エルズルム条約を重視し、それ以外の選択肢を両政府に対して決して認めない、という姿勢を貫いた [Valdani, *op. cit.*, 64-66]。

⑫ 議定書の内容については Mashayikh Fardani, *op. cit.*, pp. 226-233に原文がある。

本稿で見てきたように、イランⅡオスマン朝間の国境の画定には、第二次エルズルム条約が大きな役割を果たした。しかし実際には、第二次エルズルム条約にいたるまでの、旧来の諸協定の内容が踏襲され、その基点は一六世紀初頭に成立したシアア派政権であるサファヴィー朝と、スンナ派のオスマン朝との対立に求められた。加えて、国境という概念においては、サファヴィー朝時代の二度の和約が根幹となっていたことが確認された。特に、ゾハーブ協定において、サファヴィー朝、オスマン朝それぞれの領土が、漠然とした大きな地方名ではなく、小規模な城砦を中心とする村落の名称で明記された点こそが、第二次エルズルム条約にとって非常に重要な意味を持ったのである。しかしながら、ゾハーブ協定から二〇年後の一九世紀中葉において、ゾハーブ協定に記された地名は曖昧であり、かつそれ以上に、協定中での「境界」概念は、本稿で見たように、あくまでもイスラーム社会で伝統的であった、「人の住むところとその周辺」をある一定範囲の地域として認識し、その地域全体が隣接する地域との「境界」として把握されるものであった。このため、一九

世紀にイギリスやロシアの指導のもとに設置された国境調査委員会は、ゾハーブ協定中に記された地域に、さらに明確な境界を設定する必要性に迫られたのである。

第二次エルズルム条約とその後の国境調査により、イランとオスマン朝の国境は、伝統的な「境界(境域)」から、近代的な「国境」へと変化をみせる。すなわち、前近代の「国境」概念においては、ある一定の空間的広がりである「面」でもって境域を認識していた。そのためサファヴィー朝時代の領土交渉においては、人の住んでいない無人地帯を創出し、それが中立地域として考えられていた。意図的に城砦を破壊し、無人の緩衝地帯を作り出していたのである。しかしながら列強の進出が活性化した一九世紀になると、国の強弱や戦争での勝敗といった二国間の単純な力関係のみでは動かない時代に突入した。その結果、関係各国の利害が複雑に絡み合い、西洋式の考え方が強調される近代においては、新たな第三国の影響下に、国境を「線」で捉えようとする動きが西アジアにおいてもまた生じたのであった。言葉を換えれば、「面」による境界の把握から、「線」による画定への移行がこの時期に行われたのである。

ここで見られるように、オスマン朝とイランの国境といえども、他の西アジアの諸地域と同様に、列強の圧力なくしては、国境の確立はあり得なかったことが明らかとなった。当時、イギリスやロシアが、「大英帝国の湖」たるペルシア湾での影響力の確保を目指して、積極的な介入を行っていたことはつとに指摘されている。^①国境調査期間中、イギリスやロシアは、国境付近のみならず、イランやイラク内部に頻繁に足を延ばし、独自の調査を行っている。このような機会が、最初から当然予定されていたものであったろうことは想像に難くないが、^②そのような列強の姿勢は常に、イランやオスマン朝といった当該国からすれば「介入」であり、それぞれの国家の「利権への妨害」と映っていた。この四カ国体制が二〇世紀初頭のイランとトルコ、あるいはイランとイラクの条約締結時まで継続したということも見過ごしてはならないだろう。一九世紀に見られた列強諸国の介入が、二〇世紀に入り、イラクという国の成立に始まり、イラン・イラク戦争や、イラン、イラク、トルコ、シリアにまたがるクルド独立の動きに大きな影響を与え続け、これら当該地域の人々の欧米に

対する根強い不信感を醸成する要因となったことは言うまでもない。

他方、本稿で見たように、一九世紀中葉から後半にかけて、近代的な国境づくりが西アジア地域で試みられることにより、オスマン朝やガージャール朝の内部では様々な形で近代化が促進されていく。特に、一九世紀は、イランからシーア派ムスリムが多数、イラクのシーア派諸聖地へ巡礼に出かけた。イラン⇨イラクの街道は、ゾハーブ地方を通過する一本道であり、国境が画定しつつあった同世紀中葉には、ハーナキーンとガスレ・シーリーンという二つの町の間が国境と定められた。そして、ハーナキーンはオスマン朝の国境の町として税関や入管施設が設置され、その道を通過する人々には、「国籍」を記載した通行証（身分証）の携帯が義務づけられた。そのようにして、西アジアの二大国においてもまた、近代的な「国境」によって、遊牧民のみならず「臣民」の移動が制限され、それと同時に、「国籍」の強制および自覚が臣民一人ひとりにおいて進んでいく。^③

このように見てくると、イギリスやロシアという外庄のもとで、名目的ながらも独立を維持したオスマン朝とガージャール朝により、一九世紀中葉に為された和平協定と国境画定への努力は、内政的にもまた国際社会の中においても、そして前近代と近現代を分かちつものとして時代的にも、西アジア地域のひとつの転換点であったと言えることが可能である。本稿では国境が成立する歴史的背景やその過程に重点を置いたため、具体的な国境交渉や国境画定作業の詳細にまで触れることはできなかった。それらについては稿を改めて論じたい。

① Scheffeld 2006, p.27 など。

② イギリスの調査は、ウイリアムスの資料の散逸が大きな損失として

認識されているものの、その後二〇世紀初頭にはイラクにおける油田の発見と、第一次世界大戦中の秘密協定によるイラクの分割という問題と密接に関わってくる。また、バビロンやスーサなどの歴史的遺跡

の考古学的調査もこの期間中に行われていた。

③ イラン⇨オスマン国境での近代化の具体的な取り組みについては、

拙稿「国境にみる「近代化」と聖地参詣者」『東洋史研究』第六五巻第三号（二〇〇六）参照。